平成２２年（フ）第２２号
青森県弘前市大字千年１丁目11番地６
破産者　齊藤　尚文
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部
平成２３年（フ）第２６８４号
横浜市西区浜松町12番13―207号
破産者　村田　武司
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２３年（フ）第８号
長野県飯田市上殿岡341番地１
破産者　小野寺　章
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部
平成２３年（フ）第７２６号
静岡市清水区梅ヶ谷233番地の７
破産者　高橋美恵子
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第１号
愛知県豊田市水源町２―45、開始決定時の住所愛知県豊田市市木町３丁目19番地18
破産者　薮下　弘之
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２３年（フ）第１９６号
岡山県倉敷市児島下の町１丁目４番24号　ヒルズ・ハウス201
破産者　石原　大蔵
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２３年（フ）第５２８号
愛知県西尾市鶴ケ崎町26番地
破産者　外山　光雄
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２３年（フ）第５２９号
愛知県高浜市八幡町３丁目６番地36　スタースレイブ301号
破産者　外山　英治
１　決定年月日　平成24年６月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第５９号
名古屋市北区西味鋺４丁目560番地　西あじま荘Ｔ14棟103号
破産者　中村　千冬
１　破産債権の届出期間　平成24年７月５日まで
２　一般調査期日　平成24年８月２日午後３時10分
平成24年６月８日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第４１６号
名古屋市守山区小幡中１丁目12番14号
破産者　中村　靖治
１　破産債権の届出期間　平成24年７月５日まで
２　一般調査期日　平成24年８月２日午後３時20分
平成24年６月８日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２４年（フ）第６４９号
大阪市平野区平野北２丁目１番50―1207号
破産者　髙森鉄筋工業こと　髙森　賢児
１　破産債権の届出期間　平成24年７月９日まで
２　一般調査期日　平成24年９月３日午後４時
平成24年６月８日
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第２５８５号
福岡市中央区平和３丁目９番20号
破産者　株式会社ボールズカンパニー
１　破産債権の届出期間　平成24年７月11日まで
２　一般調査期日　平成24年９月20日午前10時
平成24年６月８日
福岡地方裁判所第４民事部
平成２１年（フ）第３８４３号
愛知県北名古屋市熊之庄宮地79番地の５
破産者　株式会社モード・アミ
１　破産債権の届出期間　平成24年７月12日まで
２　一般調査期日　平成24年８月16日午前10時
平成24年６月８日
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第２３号
三重県三重郡菰野町大字菰野3082番地２
破産者　安藤　美香
１　破産債権の届出期間　平成24年７月16日まで
２　一般調査期日　平成24年９月13日午後３時50分
平成24年６月11日
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２３年（フ）第１３３号
岩手県和賀郡西和賀町下左草80地割81番地２
破産者　山田　節子
１　破産債権の届出期間　平成24年７月20日まで
２　一般調査期日　平成24年８月24日午前10時10分
平成24年６月８日　盛岡地方裁判所花巻支部
平成２２年（フ）第３３４５号
福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗4875番地フレセント21―305号
破産者　松嶋　賢介
１　破産債権の届出期間　平成24年７月27日まで
２　一般調査期日　平成24年９月７日午前11時20分
平成24年６月８日
福岡地方裁判所第４民事部

破産管財人選任

平成２３年（フ）第７７０号
兵庫県尼崎市大庄西町４―３ルミエール千鳥７号棟第508号室、開始決定時の住所兵庫県西宮市鳴尾町４丁目９番19号
破産者　武岡　正司
次の者を破産管財人に選任した。
破産管財人　弁護士　中園江里人
平成24年６月７日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。
平成２３年（フ）第１６７号
山口県周南市大字徳山5582番地の５
破産者　株式会社俣賀工務店
異議申述期間　平成24年７月13日まで
平成24年６月11日　山口地方裁判所周南支部
平成２３年（フ）第２５５０号
福岡県大野城市平野台１丁目16番22号、開始決定時の住所福岡市東区香椎照葉３丁目３番１―2121号
破産者　宮崎　邦夫
異議申述期間　平成24年８月６日まで
平成24年６月４日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０３０号
東京都千代田区大手町２丁目６番１号
清算株式会社　山形不動産土地管理株式会社
代表清算人　藤原　有二
１　決定年月日　平成24年６月６日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部